

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況（平成 24 年 3 月末現在）について

東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 24 年 3 月末現在の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 24 年 3 月末現在における、指定事業者数及び指定件数は以下のとおりです。

指定件数	課税の特例の法の根拠			
	第 37 条	第 38 条	第 39 条	計
	23	2	5	30

- ・ 法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等

指定事業者数	25
--------	----

（注 1）課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1 社で複数の特例について指定を受けている指定事業者があるため、指定件数より指定事業者数が少なくなります。

2. 各県ごとの状況は、宮城県内の指定事業者数は 20 社（指定件数は 25 件）、茨城県内の指定事業者数は 5 社（指定件数は 5 件）となっています。

本件連絡先：

復興庁（復興特区班）伊藤、佐々木、大村、久住、荻野

TEL：03-5545-7234